

## 7. 周産期医療

### 「周産期医療」の概要

#### ■ 現状と課題

《現状》

- 分娩数や出生数の減少を踏まえ、持続可能な周産期医療体制の構築に向けて、医療圏の設定をはじめ、医師の確保や医師の働き方改革を推進していくことが必要。
- 分娩医療機関の分娩取り止め等に伴い生じる妊産婦の負担・不安の解消のため、安心して出産できる環境づくりを推進することが重要。

《課題》

- ① 持続可能な周産期医療体制の構築
- ② 医師確保や医師の働き方改革の推進
- ③ 安心して出産できる環境づくりの支援
- ④ 妊産婦のメンタルヘルスケア対策の充実
- ⑤ 災害時や新興感染症発生・まん延時における小児・周産期医療体制の確保

#### ■ 圏域設定

5圏域：【和歌山・那賀・有田】、橋本、御坊、田辺、新宮

#### ■ 主な施策の方向

##### ① 持続可能な周産期医療体制の構築

- 周産期医療の質の向上と安全性確保のための医療圏の設定
- 分娩取扱医療機関をはじめとする周産期医療機関の役割分担

##### ② 医師確保や医師の働き方改革の推進

- 産科医及び小児科医確保支援策の展開
- キャリア形成プログラムの充実による本県への定着化促進
- アドバイザー派遣等による働き方改革推進

##### ③ 安心して出産できる環境づくりの支援

- 周産期母子医療センターの安定的な運営支援
- 妊産婦健診や出産に要する交通費等支援

##### ④ 妊産婦のメンタルヘルスケア対策の充実

- 産後ケア事業や産婦健康診査事業を推進

##### ⑤ 災害時や新興感染症発生・まん延時における小児・周産期医療体制の確保

#### ■ 主な数値目標（令和11年度）

##### ① 周産期医療圏の設定・維持

令和5年 5圏域 → 5圏域

##### ② 県内で分娩を取り扱う産科医師数

令和5年 61人 → 67人

##### ③ 妊産婦アクセス支援に取り組む市町村数

令和5年 2市町 → 30市町村

県内の小児科医師数

令和2年 143人 → 170人

##### ④ 産後ケア事業及び産婦健康診査事業に取り組む市町村数

令和5年 19市町村 → 30市町村

##### ⑤ 災害時小児周産期リエゾン認定者数

令和5年度 19人 → 28人

- 総合周産期母子医療センターである県立医科大学附属病院では、精神疾患を合併した妊産婦に対して、院内の精神科と連携して妊産婦を診療する体制が整備されており、引き続きその体制を維持していきます。

(5) 災害時や新興感染症発生・まん延時における小児・周産期医療体制の確保

- 引き続き厚生労働省主催の災害時小児周産期リエゾン養成研修の活用により、県内の災害時小児周産期リエゾン認定者数を増加し、災害時における小児・周産期医療体制の構築を図ります。
- 県・保健所主催の災害医療訓練への参加機会を確保することにより、平時から災害医療関係者との情報共有・ネットワーク体制を構築し、災害時の対応能力向上を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症への対応を検証するとともに、今後新たな感染症が発生・まん延した際の小児・周産期医療体制の確保を図ります。

### 目標の設定

(1) 持続可能な周産期医療体制の構築

項目	現状	目標(令和11年度)	設定の考え方
周産期医療圏数	5圏 (令和5年度)	5圏	周産期医療圏を設定・維持

(2) 医師確保や医師の働き方改革の推進

項目	現状	目標(令和11年度)	設定の考え方
県内で分娩を取り扱う産科医師数	61人 (令和4年度)	67人	毎年1人は増となるよう医師を確保
県内の小児科医師数	143人 (令和2年度)	170人	過去の専門研修登録者数の医師を毎年確保

(3) 安心して出産できる環境づくりの支援

項目	現状	目標(令和11年度)	設定の考え方
妊産婦アクセス支援事業に取り組む市町村数	2市町 (令和5年度)	30市町村	全市町村で事業実施

(4) 妊産婦のメンタルヘルスケア対策の充実

項目	現状	目標(令和11年度)	設定の考え方
産後ケア事業及び産婦健康診査事業に取り組む市町村数	19市町村 (令和5年度)	30市町村	全市町村で事業実施

(5) 災害時や新興感染症発生・まん延時における小児・周産期医療体制の確保

項目	現状	目標(令和11年度)	設定の考え方
県内における災害時小児周産期リエゾン認定者数	19人 (令和5年度)	28人	産科2人、小児科2人の体制を7日間維持できる体制

**目標設定における第七次計画からの変更点**

- 第七次保健医療計画で設定した数値目標に加え、安心して出産できる環境づくりを支援する観点から「妊産婦アクセス支援事業に取り組む市町村数」の目標値を新たに追加することにしました。

■用語の説明

※1 周産期医療

妊娠満22週から生後7日未満の母子に対する医療。この時期は母子ともに体調の異常が生じやすい。

※2 低出生体重児

生まれたときの体重が2,500g未満の新生児。

※3 母体・胎児集中治療管理室 (MFICU : Maternal Fetal Intensive Care Unit)

分娩監視装置、呼吸循環監視装置、超音波診断装置等を備え、合併症妊娠、妊娠高血圧症候群、切迫早産、胎児異常等リスクの高い妊娠に対する医療を行う。

※4 新生児集中治療管理室 (NICU : Neonatal Intensive Care Unit)

保育器、新生児用呼吸循環監視装置、人工換気装置等を備え、未熟児等集中治療を必要とする新生児に対する医療を行う。

※5 回復期治療室 (GCU : Growing Care Unit)

NICUで治療を受け、状態が安定した後に経過観察しながら医療を行う。